

(案)

物 品 売 買 契 約 書

1. 物件名および数量 乗用自動車（入札番号 第1号 エスクード） 1台
2. 契約金額（車両本体税込価格） ¥ —
（消費税率 10% 消費税額及び地方消費税額¥ —）
リサイクル料金 ¥15,010—（非課税取引）
3. 物 件 所 在 場 所 宮城北部森林管理署敷地内（宮城県大崎市古川東町5－32）
4. 契 約 保 証 金 免除
5. 代 金 納 付 期 限 令和 年 月 日（契約日から20日以内）
6. 物 件 引 渡 期 限 代金納入の日から15日以内
7. 特 約 条 項 別紙のとおり

上記の物件について、売渡人と買受人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び次の条項によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

売渡人 宮城県大崎市古川東町5－32
分任契約担当官
宮城北部森林管理署長 泉 光博
登録番号 T8000012050001

買受人

条 項

第1条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を売渡人の承認を得ずに第三者に譲渡又は継承させてはならないものとする。

第2条 買受人は、この契約を履行することについて、売買契約上必要な慣行に属する事項又はこの契約に関して疑義が生じた場合は、売渡人の指示に従うものとする。

第3条 買受人は、契約保証金を免除される場合を除き、契約保証金（契約額の100分の10以上に相当する金額）を納付しなければならない。

2 買受人が代金を納入しない場合、契約保証金は国庫に帰属する。

第4条 買受人は、契約書に定める代金について、契約日から起算して20日以内に売渡人の指定する方法により納入しなければならない。

2 前条の契約保証金のうち、現金をもって納入されたものについては、代金に充当されるものとする。

3 買受人は、納付期限までに売渡人に代金の全部または一部を納付できないときは、その未納分（前項の場合は、契約保証金相当額を含む）に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数につき年3.0%の割合で計算した金額を延滞金として売渡人に納付しなければならない。

4 前項により代金及び延滞金を納付した場合においては、延滞金から順に充当するものとする。

第5条 売渡人は、買受人から代金が納付された日から15日以内に当該物件を引渡するものとする。売渡人から買受人に物件の引渡しが完了した時点をもって所有権が移転したものとする。

2 引渡しは、物件所在場所において行い、当該物件の運搬手配及び運搬については、買受人の責任で行うこととし、その諸経費は買受人の負担とする。

3 引渡し後に発生・判明した事由については、売渡人は一切の責任を負わないものとする。

4 買受人は、引渡後15日以内に所有者変更手続きを行い、廃車する場合は、「一時抹消登録証明書」の写し、継続使用する場合は、使用者を変更した「自動車検査証」の写しを売渡人に提出するものとする。

第6条 買受人は、物品に表示されているステッカー類を剥離するものとして、剥離後は売渡人にその写真を提出するものとする。

第7条 売渡人は、買受人が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合、買受人は契約金額の100分の10に相当する金額を当該解除にかかわる違約金として売渡人に支払わなければならない。

- (1) 買受人が契約上の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと売渡人が認めたとき。
- (2) この契約に関し、買受人が不正行為をなしたと売渡人が認めたとき。
- (3) 買受人が天災、その他不可抗力によらず契約の解除を申し出たとき。

第8条 本契約において、特に金額が明記されているものを除き、違約金、延滞金等、率で表されているものについては、全て消費税等が加算された総契約金額を対象とする。

第9条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ売渡人、買受人協議のうえ定めるものとする。

第10条 この契約について紛争を生じた場合は、第三者の調停により解決するものとする。

2 前項に規定する第三者については、売渡人、買受人協議のうえ選定することとする。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 売渡人は、買受人が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 売渡人は、買受人が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 買受人は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 買受人は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を売買物件の全部又はその一部の販売又は譲渡の相手及び買受けに伴う作業の請負人又は当該作業を受託した者（以下「転売先等」という。なお、買受けに伴う作業の請負又は委託が数次にわたるときは、全ての請負先又は委託先を含む。）としないことを確約する。

(転売等に関する契約解除)

第4条 買受人は、引渡前（立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時まで）に転売先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該転売先等との契約を解除し、又は転売先等に対し当該解除対象者（転売先等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 売渡人は、買受人が転売先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは転売先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該転売先等との契約を解除せず、若しくは転売先等に対し当該解除対象者（転売先等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除による売買代金の返還等)

第5条 売渡人は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、搬出未済の物件（伐倒木及びその加工品を除く。）であって当該契約の解除された部分に係るものは、売渡人に帰属するものとし、売渡人は、これに相当する代金を買受人に返還するものとする。

2 前項の規定により売渡人から買受人に返還される金額に対しては、利息を付さない。

3 第1項により売渡人から買受人に代金を返還する場合は、売渡人はその代金の算定に必要な調査を行うものとし、買受人はその調査に要する費用の全てを支払うものとする。

4 売渡人が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、買受人が売渡人に納付した契約保証金は売渡人に帰属し、契約保証金が免除されているときは売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、売渡人の指定する期限までに売渡人に納付しなければならない。

- 5 買受人は、売渡人が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、売渡人に損害が生じたときであって、前項の規定によりその損害の全部を償うことができないときは、その不足額を賠償するものとする。
- 6 売渡人は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより買受人に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 7 買受人は、引渡後（立木販売・概算販売については、搬出・引渡完了時以降）に自ら又は転売先等が解除対象者であることが判明したときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として、売渡人の指定する期限までに売渡人に納付しなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 買受人は、自ら又は転売先等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は転売先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を売渡人に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。